

一般社団法人全国霊柩自動車協会「集いの会」会則

第1条 この会は、一般社団法人全国霊柩自動車協会「集いの会」という。

第2条 この会は、一般社団法人全国霊柩自動車協会の発展と協会活動への支援・助言を目的として、一般社団法人全国霊柩自動車協会正副会長及び事務局との意見交換会、親睦会など目的達成のための必要な事業を行う。

第3条 この会は、本会の目的に賛同し、入会を希望する次の会員をもって組織する。

- (1) 霊柩運送・葬祭事業に関係する者
- (2) 前号に準ずる者で、総会において入会を認められた者

第4条 この会の会員になろうとする者は、総会の承認を得なければならない。

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 幹 事 2名以内

役員は、総会において選出し、役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 この会の総会は、毎年1回以上開催し、一般社団法人全国霊柩自動車協会正副会長及び事務局などとの意見交換会、親睦会を開催するとともに、会の運営に関し必要な事項を審議する。

第7条 この会の経費は、参加費及び寄付金をもって充てる。

第8条 この会の事務局は、一般社団法人全国霊柩自動車協会事務局が兼務する。

附 則

この会則は、平成30年 5月 9日から施行する。

この会則は、平成31年 4月12日から施行する。